

放課後児童健全育成事業の設備 及び運営に関する基準(案)

(第5回子ども・子育て会議資料)

山武市子育て支援課

新制度における放課後児童健全育成事業について

子ども・子育て関連3法の制定による児童福祉法の改正に伴い、放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の設備及び運営についての基準を、市町村が条例で定めなければならないこととなりました。また、新制度では対象者が「おおむね10歳未満の児童」から「小学校に就学している児童」へと変更になり、市町村の関与の強化、市町村の情報収集の規定等が盛り込まれました。

市町村が条例で定める基準については、国の基準(従うべき基準／参酌すべき基準)を踏まえて制定する必要があります。

	参酌すべき基準	従うべき基準
法的効果	○条例の制定に当たっては、法令の「参酌すべき基準」を十分参照した上で判断しなければならない	○条例の内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない
異なるものを定めることの許容の程度	法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容	法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容
備考	「参酌する行為」を行ったかどうかについて説明責任 ⇒「参酌する行為」を行わなかった場合は違法	「従うべき基準」の範囲内であることについて説明責任 ⇒ 基準の範囲を超える場合は違法

○以下は、国の検討状況等を参考に作成した国の基準(案)とそれに対する市の方針(案)です。

No	事項	国の基準	従うor参酌	市の方針(案)	市の考え方
1	放課後健全育成事業者の一般原則	・小学校就学児童のうち保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、家庭や地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるよう、児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立を図り、健全な育成を図ることを目的として行わなければならない ・事業者は事業を利用している児童(以下「利用者」)の人権に十分配慮し、一人一人の人格を尊重して、運営を行わなければならない ・事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者・地域社会に対し、当該事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない ・事業者は、運営内容について、自己評価を行い、結果を公表するように努めなければならない ・放課後児童健全育成事業所の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けなければならない	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
2	非常災害対策	・事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、不断の注意と訓練をするように努めなければならない ・訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は行わなければならない	参酌	国に従う	
3	職員の一般的要件	・利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参酌	国に従う	
4	職員の知識及び技能の向上等	・職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ・事業者は、職員に対し、資質の向上のため研修の機会を確保しなければならない	参酌	国に従う	
5	設備の基準	・遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画という」)、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない ・専用区画の面積は児童1人につきおおむね1.65㎡以上でなければならない ・専用区画並びに設備及び備品等は、開所時間帯を通じて専ら放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りではない ・専用区画等は衛生及び安全が確保されたものでなければならない	参酌	国に従う	
6	職員	・放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員(以下「支援員」という)を置かなければならない ・放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とし、1人を除き補助員に代えることができる ・放課後児童支援員は次のいずれかに該当する者で、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない①保育士、②社会福祉士、③高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に従事した者、④教員免許を有する者、⑤大学、大学院で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者、⑥高等学校を卒業した者等で、2年以上児童福祉事業に類似する事業に従事した者で市町村長が適当と認めた者 ・一の支援の単位を構成する児童の数(児童の集団の規模)は、おおむね40人以下とする(※) ・支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の事業者で、支援員のうち、一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合を除く	従う ※は参酌	「一の支援の単位を構成する児童の数」の適用にあたっては、経過措置を設ける	現に登録児童数40人を超える大規模施設が存在するため、このような施設に配慮する

7	児童を平等に取り扱う原則	・事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によって、差別的取扱いをしてはならない	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
8	虐待等の禁止	・職員は、利用者に対し、虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	参酌	国に従う	
9	衛生管理等	・事業者は、利用者の使用する設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない ・事業者において、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない ・事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備え、適正な管理を行わなければならない	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため
10	運営規程	・事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規定を定めておかななければならない ①事業目的及び運営の方針 ②職員の職種、員数及び職務の内容 ③開所している日及び時間 ④支援の内容及び、利用者負担額 ⑤利用定員 ⑥通常の事業の実施地域 ⑦事業の利用に当たっての留意事項 ⑧緊急時等における対応方法 ⑨非常災害対策 ⑩虐待の防止のための措置に関する事項 ⑪その他事業の運営に関する重要事項	参酌	国に従う	
11	帳簿	・職員、財産、収支及び利用者の処遇状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない	参酌	国に従う	
12	秘密保持等	・職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない ・職員であった者が、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らさないよう、必要な措置を講じなければならない	参酌	国に従う	
13	苦情への対応	・行った支援に関する保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口の設置等必要な措置を講じなければならない ・行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、指導又は助言に従っての必要な改善を行わなければならない ・社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う調査にできる限り協力しなければならない	参酌	国に従う	
14	開所時間及び日数	・開所日数について年間250日以上、開所時間について平日は1日3時間以上、休日は1日8時間以上を原則とし、その地域の児童の保護者の労働時間や就労日数、小学校の授業の終了時刻や休業日その他の状況等を考慮して、事業所ごとに定める	参酌	国に従う	
15	保護者との連絡	・事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌	国に従う	
16	関係機関との連携	・事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない	参酌	国に従う	

17	事故発生時の対応	・事業者は、利用者に対する支援の提供により、事故が発生した場合、速やかに、市町村、利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない ・事業者は、利用者に対する支援の提供により、賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない	参酌	「事業者は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない」という文言を追加する。	事故発生時の対応において重要な事項であるため追加する(こども園等との対応に合せる)
18	職員の経過措置	・放課後児童支援員の資格について、「都道府県知事が行う研修を修了した者」に、平成32年3月31日までに終了することを予定している者を含める	参酌	国に従う	国の基準と異なる内容を定める特別な事情や特性はないため